

# 福岡古賀わなシェアリング会則（草案）

作成日：令和6年3月8日

更新日：令和6年3月23日

<b>第1章．総則</b>	<b>3</b>
第1条 名称	3
第2条 目的	3
第3条 事務局	4
第4条 機関	4
第5条 事業内容	4
<b>第2章．会員</b>	<b>5</b>
第6条 組織構成および職務	5
第8条 入会	6
第9条 期間	6
第10条 会費	6
第11条 退会および除名	7
第12条 解約金	7
<b>第4章．役員</b>	<b>8</b>
第13条 選任方法	8
第14条 任期	8
第15条 解任	8
第16条 役員会	8
<b>第5章．総会</b>	<b>8</b>
第17条 総会の開催	8
第18条 臨時総会	9
第20条 総会の構成および議決	9
<b>第6章．会計</b>	<b>9</b>
第21条 会計年度	9
第22条 銀行口座と現金の取扱い	10
第23条 収入と支出	10
第24条 予算案	11

第25条 事業報告および決算	11
第26条 余剰金	11
第27条 会計監査	12
<b>第6章．報酬</b>	<b>12</b>
第28条 報酬の分配	12
第29条 役員報酬	12
第30条 報酬締日と支払い期日	13
第31条 報酬の支払い方法	13
<b>第7章．その他</b>	<b>13</b>
第32条 委任	13
第33条 変更	13

## **第1章 総則**

### **第1条 名称**

この会は『福岡古賀わなシェアリング』、略称は「古賀わなシェア」と称する。以下「本会」という。

### **第2条 目的**

近年、わな猟の免許を取得する人口が増えている。しかし罾猟は猟場の選定や罾をかける技術や解体等は初心者が一人で行うのは困難であり、特に都市部在住者の場合はその負担が大きい。そこで本会は事業を通して、狩猟技術・文化の継承や地域の獣害対策等に貢献することを活動目的とする。

### **第3条 事務局**

本会は次の場所に事務局を置く。

事業者名	株式会社チカト商会
住所	福岡県北九州市小倉北区室町2丁目9番1号小倉D.C TOWER 1203
連絡先	070-8358-5685 <a href="mailto:info@chikatoshoukai.com">info@chikatoshoukai.com</a>

### **第4条 機関**

本会は次号にあげる機関を置く。

- 1) 総会
- 2) 役員会

### **第5条 事業内容**

本会は、第2条に挙げた目標を達成するために、次にあげる事業を行う。なお、それぞれの事業に関する定めは、1) わなシェアリング事業規定、2) 狩猟イベント事業規定に定める。

## 1) わなシェアリング事業

- a) 狩猟に関するノウハウを集積し、メンバーに教育を行う
- b) 猟具や消耗品、運搬具などを購入し共有する
- c) 狩猟を行う土地、土地の管理者情報等を集積し共有する
- d) 見回りや運搬、止め刺しなどを、会員内で分担して行う
- e) 捕獲報奨金やジビエ販売収益を職務に応じて配分する

## 2) 狩猟イベント事業

- a) 定期集会を開催し、狩猟や解体等をレクチャーする
- b) 猟場内のゴミ回収、倒木処理等を行い、里山環境の美化に貢献する
- c) 特定外来種の生息状況を調査し、関係機関に情報提供する
- d) 会員の親睦を深めるためのイベント

## 第2章. 会員

### 第6条 組織構成および職務

本会は、次号に示す役職および会員によって構成される。

#### 1) 役員

- 会長（1名）：本会を代表し、会務を総括する
- 副会長（1名）：会長を補佐し、会長が欠けたときはその職務を代行する
- 理事長（1名）：本会を代表し、事務全体を管掌する
- 監事（2名）：本会を代表し、収支および財産の状況を監査する

#### 2) ハンター会員

- プロハンター：古賀市の鳥獣被害対策実施隊に所属している者
- 一般ハンター：わな猟免許と当年度福岡県の狩猟者登録を行っている者

#### 3) ツアー会員

- 一般メンバー：本会の活動に賛同し入会を希望する者
- ジュニアメンバー：一般メンバーの中で18歳未満の者

#### 4) Web会員

- Webメンバー：本会のコミュニティ情報の閲覧を希望する者
- スポットメンバー：ツアーイベントに1度だけ参加を希望する者

## 第7条 会員の権限

会員の権限を次ページの表に示す。なお、それぞれの記号は以下に示す。

	ハンター会員		ツアー会員		Web会員	
	プロ	ハンター	一般	ジュニア	Web	スポット
猟期外の罠の設置	○	×	×	×	×	×
猟期中の罠の設置	○	○	×	×	×	×
罠の見回り	○	○	△	△	×	△
罠の整備	○	○	△	△	×	△
止め刺し・運搬	○	○	△	△	×	△
解体	○	○	△	△	×	△
猟果の分配	○	○	○	○	×	○
報奨金等の分配	○	○	×	×	×	×
イベントの主催	○	○	×	×	×	×
イベントへの参加	○	○	○	○	×	○
提訴・投票権	○	○	○	×	×	×
役員へ選任	○	○	×	×	×	×
コミュニティの閲覧	○	○	○	○	○	○

- : 権限を持つ      △ : プロハンター会員の指導のもと権限を持つ  
 × : 権限を持たない

## 第8条 入会

入会を希望する者は、本会が定める入会申し込みフォームから申請を行い、年会費を支払うことで手続きが完了する。

## 第9条 期間

本会の期間（シーズン）は10月1日を始めとし、翌年9月30日を終わりとする。

## 第10条 会費

年会費を次のように定める。なお、会費は原則銀行振込とし、クレジットカード払いを希望する場合は年会費に3%の決済手数料を上乗せした金額を請求する。

区分		年会費（消費税込み）
ハンター会員	プロハンター	¥44,000
	一般ハンター	¥44,000
ツアー会員	一般メンバー（新規）	¥66,000
	一般メンバー（継続）	¥55,000
	ジュニアメンバー	¥11,000
	ジュニアスポットメンバー	参加毎に¥1,650を徴収
Web会員	Webメンバー	¥5,500
	スポットメンバー	参加毎に¥6,600を徴収

## 第11条 退会および除名

会員は次の号に示す条件によって退会することができる。

- 1) 9月30日までに会費の入金がない場合
- 2) 本人が死亡した場合
- 3) 本人が会員の継続を望まなくなった場合

- 4) 次号にあげる内容で臨時総会において除名の決定が下された場合
  - a) 鳥獣法違反や銃刀法違反などを犯した場合
  - b) 会員または一般人に対して誹謗中傷や公序良俗に反する行動を繰り返し行い、本会の運営に大きな影響を与えると判断された場合
  - c) 本会の資産または知的財産を着服または私的に利用していた場合

#### **第12条 解約金**

次号に示す条件により、会員は支払った会費の一部を解約金として受け取ることができる。なお、これ以外の退会においては解約金が支払われないものとする。

- 1) 定期集会が年10回以上開催されていない状態で、本会が解散となった場合、本会はツアー会員に対して(10-本年度の開催日数)×¥5,500の解約金を支払う。  
ジュニアメンバーに対して(10-本年度の開催日数)×¥1,100を支払う。

### **第4章. 役員**

#### **第13条 選任方法**

会長、副会長、理事長は、総会において、ハンター会員の中から選任する(役員の兼任不可)。監事は、総会において、ツアー会員(ただし一般メンバーに限る)から選任する。

#### **第14条 任期**

会長、副会長、理事長の任期は3年間とする。監事の任期は1年間とする。ただし、再任はさまたげない。また、役員はその任期が終了した後においても、新役員が選任されるまでその職務を行う。

#### **第15条 解任**

役員は、次号のいずれかに該当するときは、解任される。

- 1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき
- 2) 職務の執行に堪えられない一身上の理由が認められるとき
- 3) 臨時総会において不信任の訴えが起こされ、有効投票の過半数の賛成票を得たとき

## **第16条 役員会**

会長、副会長、理事長は、役員会を構成し、本会の業務に関する事項を審議する。役員会はFacebookコミュニティ上で招集を行い、対面もしくはWeb通話によって行う。このさい、理事長は議事録を作成する。

## **第5章. 総会**

### **第17条 総会の開催**

総会は年に1回とし、原則として毎年10月中に開催する。総会の開催場所（Web通話による開催不可）および日程はFacebookコミュニティ上で通知する。総会では次の事項を議決する。

- 1) 会則の改廃、事業の変更
- 2) 事業計画、予算および決算
- 3) 役員を選任
- 4) 組織の解散
- 5) その他重要事項

### **第18条 臨時総会**

会員は、臨時総会の開催を提言することができる。会長はこの提言を受けて臨時総会の開催するか否かを決定し、開催する場合は開催場所（Web通話による開催可）および日程をコミュニティ上で通知する。臨時総会では次の事項を議決する。

- 1) 役員の不信任
- 2) 会員の除名
- 3) その他運営に関する内容

### **第19条 議長および書記**

総会の議長は前年度の理事長が行い、議事録は理事長または理事長が指名した書記が作成する。

## 第20条 総会の構成および議決

総会はハンター会員とツアー会員（一般メンバーに限る）をもって構成する。議会は会員の2分の1以上の出席（委任およびWeb通話による出席を含む）をもって成立し、議事は出席者の過半数で決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

## 第6章. 会計

### 第21条 会計年度

本会の会計年度は、毎年10月1日から翌年の9月30日で終わる。

### 第22条 銀行口座と現金の取扱い

本会の銀行口座を以下に置く。なお、本会は原則として現金の取扱いを行わない。支払いは銀行振込またはクレジットカード支払いとし、現金が必要となる場合は役員（理事長または会長・副会長）から小口現金として受け取る。現金の支払いを行った役員は理事長に対して報告を行い、後日銀行口座振り込みにより返金を行う。

金融機関	GMOあおぞらネット銀行（金融機関コード：0310）
支店	法人営業部（支店コード：101）
科目	普通預金
口座番号	1878527
口座名義	株式会社チカト商会
口座名義カナ	カ) チカトショウカイ

### 第23条 収入と支出

本会の収入と支出は、以下の勘定科目を用いて帳簿付けを行う。

## 1) 収入の部

勘定科目	摘要
売上高	会員から徴収した会費、捕獲報奨金、ジビエ等販売益
借入金	返済期間を定めた外部からの借り入れ
固定資産売却益	固定資産を売却時に発生した取得金額との差額
雑益	帳簿との不一致（現金超過）、寄付金など

## 2) 支出の部

一般管理費	外注費	事務局、カメラマン等への支払い
	会議費	会議室の利用費など
	支払手数料	銀行振込手数料、クレジットカード決済手数料など
	役員報酬	役員に対する報酬の支払い
事業費	消耗品費	1品10万円未満の購入品。食材や猟具、資材など
	工具器具備品	1品10万円以上の購入品。冷蔵ストッカーなど
	賃借料	狩猟車などの備品、レンタルスペースなどの借り費用
	荷造運賃	メンバーへのジビエ配送料
	雑給	イベント主催者などへの手当金
	雑費	1品1万円未満で上記以外の支出
その他	固定資産売却損	固定資産を売却時に発生した取得金額との差額
	雑損	帳簿との不一致（現金不足）、盗難、賠償金など

## **第24条 予算案**

予算案は、理事長が取りまとめて9月中旬に役員会により承認を得る。会長は総会において予算案を会員に対して説明を行い、承認を受けて決定される。

## **第25条 事業報告および決算**

本会の収支管理はクラウド会計ソフト（free）で行う。理事長は総会までに、前年度の収支報告書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

## **第26条 余剰金**

当年度に発生した余剰金は50万円を上限として次年度へ準備金として蓄えることができる。準備金を上回る余剰金については当年度最後の定期集会にて、消耗品費として消化する。

## **第27条 会計監査**

監査は、前年度・当年度の財務諸表を確認し、銀行口座の情報と照らし合わせて相違がないことを確認する。なお、クラウド会計ソフトは監査が常に閲覧できるように設定する。

# **第6章. 報酬**

## **第28条 報酬の分配**

ハンター会員は次号にあげる業務により、本会から報酬の分配を受けることができる。なお、業務の詳細、報酬の内訳、分配率に関しては、『わなシェアリング事業においては『わなシェアリング事業規定』、イベント事業においては『狩猟イベント事業規定』に定める。

### **1) わなシェアリング事業**

- a) 猟期外における獲物の捕獲（1頭あたり、ただしプロハンターに限る）
- b) 猟期中における獲物の捕獲（1頭あたり）
- c) 見回りに従事したものが獲物の捕獲を本会に通報（1頭あたり）
- d) 止め刺し・後始末に従事した者（1頭あたり）
- e) 上記dのサポートに従事した者（1日あたり）

- f) 捕獲屠体の後始末に従事した者（1頭当たり）
- g) ジビエ事業者に対して獲物を引き渡した者（1頭当たり）
- h) イベント事業に対して獲物を引き渡した者（1頭当たり）

## 2) イベント事業

- a) イベントを主催し、責任者として携わった者（1日あたり、役員は除く）
- b) 上記aのサポートに従事した者（1日あたり1名に限る、役員は除く）

## 第29条 役員報酬

役員報酬を次のように定める。

会長	¥100,000
副会長	¥50,000
理事長	¥50,000
監査	¥0

## 第30条 報酬締日と支払い期日

わなシェアリング事業における報酬の分配は次のとおりとする。なお、イベント事業の報酬および役員報酬に関しては、3期の報酬と合算して支払いを行う。

- 1) 1月末締め2月末支払い（1期）
- 2) 5月末締め6月末支払い（2期）
- 3) 9月末締め10月末支払い（3期）

## 第31条 報酬の支払い方法

報酬は、各人の銀行口座に振り込まれる。

## **第7章. その他**

### **第32条 委任**

この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

### **第33条 変更**

この会則は、総会において、出席者の過半数の承認を得なければ変更できない。

### **付則**

この会則は、令和6年10月1日から施行される。